

令和4年6月29日

保護者の皆様へ

沖縄県立那覇西高等学校
校長 名 幸 哲
(公印省略)

令和4年度奨学のための給付金の支給に関する手続きについて

生活保護受給世帯及び住民税（道府県民税及び市町村民税）所得割額非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費負担の軽減を図ることを目的に奨学のための給付金が支給されることとなりました。

当該制度は、返還不要の給付金で、卒業後に返還が必要な奨学金や授業料と相殺される就学支援金とは別制度です。

給付を受けるためには申請が必要ですので、別紙支給対象に該当する保護者等は事務室で申請書類を受け取り、下記のとおり申請をお願いいたします。

なお、保護者等の委任がある場合には、給付金を代理受領し、保護者等が授業料以外に負担する教育費（学校取扱金等）に充てることが可能です。詳細は下記担当へお問い合わせください。

記

1. 給付対象者：

- ①生活保護（生業扶助）受給世帯
- ②（令和4年度）道府県民税及び市町村民税所得割非課税世帯
- ③離職等の家計急変により②と同程度の収入であると見込まれる世帯

※家計急変は破産・離婚・リストラ等が対象となり、通常の退職は対象となりません。

2. 提出書類：裏面〔提出書類〕参照（申請書は事務室で配布しています。学校HPでもダウンロードできます。）

3. 提出期限：令和4年7月20日（水）

4. 提出先：那覇西高校事務室 8時30分～17時（土日祝は除く）

5. 留意事項

- (1) 正当な理由がなく提出期限までに申請しないときは、給付金を受けられなくなります。
- (2) 生活保護の受給状況や扶養者の状況は7月1日現在を基準とします。
（家計急変世帯への支援については除く）

<沖縄県外に在住の方>

この制度は、保護者等が住所を有する都道府県から給付する制度となっていますので、該当する場合は、お住まいの都道府県教育委員会にお問い合わせください。

<問い合わせ先> 那覇西高校事務室 宮里・玉城 TEL：098-858-8274

令和4年度 沖縄県高等学校等奨学のための給付金について

高等学校等の生徒に係る授業料以外の負担軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、高等学校等に在籍する生徒の保護者等に対し奨学給付金を支給します。

〔申請資格〕 令和4年7月1日(基準日)において、次の要件を満たしている方

要件	(1) 高校生等が、平成26年4月1日以降の新入生であること。 (2) 保護者等が、沖縄県内に居住していること。 (3) 高校生等が、高等学校等を卒業又は修了していない者であること。(専攻科に在学している者は除く) (4) 保護者等が、生活保護の高等学校等就学費が措置されている者、道府県民税及び市町村民税(住民税)所得割を課税されていない者、又は家計急変等により住民税所得割非課税相当と見込まれる世帯。 以下の①～③に該当する場合は、対象になりません。 ① 他の都道府県から、同種の給付金の給付を受けている者 ② 高校生等が7月1日現在休学している場合。ただし、病気その他やむを得ない理由により休学し、休学の期間が短期間である場合はこの限りではない。 ③ 高校生等が児童養護施設等に入所又は里親に養育を委託されており、措置費(見学旅行 又は特別育成費)の支給対象となっている場合
給付回数	高校生等が高等学校就学支援金の支給を受ける資格を有する者、学び直しへの支援の支給対象となる者または専攻科支援金の支給対象となる者であること 一人の高校生等につき年1回、通算3回(定時制・通信制課程の高校生等は4回)を上限とする。 学び直し支援金の補助対象者は、加えて1回受給することが可能(定時制・通信制課程は2回) 専攻科支援金の補助対象者は、2回受給することが可能(修業年限が1年の場合は1回)

〔給付金支給額〕

世帯区分		支給額(年間)		支給対象経費	
① 生活保護受給世帯のうち、生業扶助を受給している世帯		国公立	32,300円		授業料以外の教育に必要な経費
道府県民税及び市町村民税非課税世帯(①を除く)	② 高等学校等の通信制課程に在籍している高校生等	国公立	50,500円		
	高等学校等の通信制課程以外の課程に在籍している高校生等	③ 高校生等が「第1子」	国公立	114,100円	
		④ 高校生等が「第2子以降」	国公立	143,700円	

※「第1子」:

- ・世帯に扶養されている15歳以上23歳未満(中学生を除く)の兄弟姉妹がいない者
- ・世帯に扶養されている15歳以上23歳未満(中学生を除く)全員が通信制課程以外の高等学校に在籍する高校生である場合、その第1子である者

※「第2子以降」: 「第1子」以外の者

〔提出書類〕

世帯区分	提出書類
共通	・高校生等奨学給付金受給申請書 ・債権者登録申請書(申請者以外の口座に振り込む際は、依頼書も提出) ・振込口座の写し(銀行名、支店名、フリガナ及び口座番号がわかるもの) ・世帯の道府県民税及び市町村民税(住民税)所得割額が分かる書類(令和4年度課税証明書等)
生活保護受給世帯のうち、生業扶助を受給している世帯	・「生活保護法の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書」または生業扶助の措置状況がわかる証明書 ※証明書の発行日が7月1日以降であり、受給開始日の記載があること
家計急変により住民税所得割非課税相当と見込まれる世帯	・保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類 離職票・雇用保険受給資格者証等 破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか 死別・離婚の場合は、戸籍謄本等の離婚等の事実が確認できる書類 ・家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類 (全項目が記載されている)所得・課税証明書の写し(家計急変前) 会社作成の給与明細、直近の給与明細書(家計急変後) 税理士又は公認会計士等が作成した所得証明書類(家計急変後)
住民税所得割非課税世帯で、高校生等が「第2子以降」となる者	・15歳以上23歳未満(中学生を除く)の子を2人以上扶養していることがわかる書類(生徒本人と兄弟姉妹の健康保険証等の写し) ※国保の場合は、扶養者の確認のため扶養誓約書を提出
※希望者のみ	・委任状(給付金を学校徴収金等に充てること) ※高等学校等の長が保護者等に代わって給付金の一部又は全部を受領し、当該保護者等が授業料以外に負担する教育費(学校徴収金等)に充てることを、当該高等学校等の長に委任する場合のみ提出(沖縄県立高等学校に限る。) ・同意書 ※高等学校等就学支援金制度等の関係書類(令和4年度課税証明書等)を利用することに同意する場合のみ提出。

奨学のための給付金対象者確認シート

保護者等（親権者）が沖縄県内に在住している

Yes

No

お住まいの教育委員会にお問い合わせください

令和4年7月1日現在、
生活保護の生業扶助を受給していますか？

Yes

No

保護者等全員の**令和4年度**道府県民税及び
住民税所得割額が**非課税**ですか？

Yes

No

令和4年7月1日までに破産等で
収入が急変し非課税相当ですか？
※世帯 年収見込み
3人世帯→2,214,286円未満
4人世帯→2,714,286円未満
5人世帯→3,214,286円未満

Yes

No

給付対象

1. 『奨学のための給付金』
の申請書類を事務室で受け
取ってください。

給付対象

2. 『家計急変による
奨学のための給付金』
の申請書類を事務室で
受け取ってください。
(←左の申請書と書類
が違いますので、**書類
受取時に「家計急変
用」と申し出くださ
い。)**)

給付対象外

7月20日（水）17時までに書類を提出してください。

沖縄県高等学校等奨学のための給付金

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、平成 26 年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。

令和4年7月1日において、次の要件を、すべて満たしている方が支給対象となります。(新入生への一部支給は除く)。

- (1) 保護者等(親権者)の令和4年度の道府県民税及び市町村民税所得額が非課税、又は生活保護受給世帯
- (2) 保護者等(親権者)が、沖縄県内に在住している
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金または学び直し支援金の支給期間内である。
- (4) 生徒が、平成 26 年度以降に入学して在学中で、休学中ではない。
- (5) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。
- (6) 在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回(定時制・通信制課程の場合は4回)以上給付されていない(過去に在学した学校における給付回数も含む)

○支給額 (返還の必要はありません) ※国公立高校の場合

世帯状況		給付額(年額)
生活保護受給世帯(生業扶助受給世帯)		32,300 円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第 1 子	114,100 円
	通信制課程以外の課程に在籍する第 2 子以降 ※ 15 歳以上 23 歳未満の兄弟姉妹がいる場合	143,700 円
	通信制・専攻科課程に在籍	50,500 円

○提出書類 ※消せない筆記用具で書類に記入して下さい。

- ① 高校生等奨学給付金受給申請書(様式 1)
- ② 令和4年度課税証明書
- ③ 生活保護受給証明書(生活保護を受給している場合)(様式 2)
- ④ 健康保険証の写し(15 歳以上 23 歳未満(中学生を除く)の 扶養されている兄弟姉妹がいる場合)
- ⑤ 債権者登録申請書(別添様式) ※申請者以外の口座に振り込む際は依頼書が必要
- ⑥ 振込口座の通帳の写し
- ⑦ 委任状(給付金の代理受領等を委任する場合のみ)(様式 7)
- ⑧ 同意書(就学支援金制度等の関係書類を利用することについて同意した場合)



提出書類	生業扶助 受給世帯	非課税世帯	
		対象生徒が 第 1 子	対象生徒が 第 2 子以降
① 高校生等奨学給付金受給申請書	○	○	○
② 令和4年度 課税証明書		○※1	○※1
③ 生活保護受給証明書	○※1 ※2		
④ 健康保険証の写し			○※3
⑤ 債権者登録申請書	○	○	○
⑥ 振込先口座の通帳の写し	○	○	○
⑦ 委任状	希望者のみ	希望者のみ	希望者のみ
⑧ 同意書	希望者のみ	希望者のみ	希望者のみ

※1 ②③は就学支援金制度等で既に提出済で同書類を利用することについて同意した場合、省略可

※2 ③は証明書の発行日が7月1日以降であり、受給開始日の記載があること

※3 ④は保険証が国保の場合は、扶養誓約書(様式6)も提出

★家計急変による申請は必要書類が変わりますので、事前に事務室へご連絡ください。

○問い合わせ先 那覇西高校事務室 担当者 宮里・玉城 TEL:098-858-8274

沖縄県高等学校等奨学のための給付金 申請書類一式

別紙の【奨学のための給付金対象者及び給付額確認シート(家計急変を除く)】で、
どの書類を提出するか各自ご確認ください。

(生活保護世帯、非課税世帯など各ご家庭の状況で提出書類が変わってきます。)

書類提出期限：令和4年7月20日(水) 17:00

提出先：那覇西高校 事務室 (8:30～17:00)

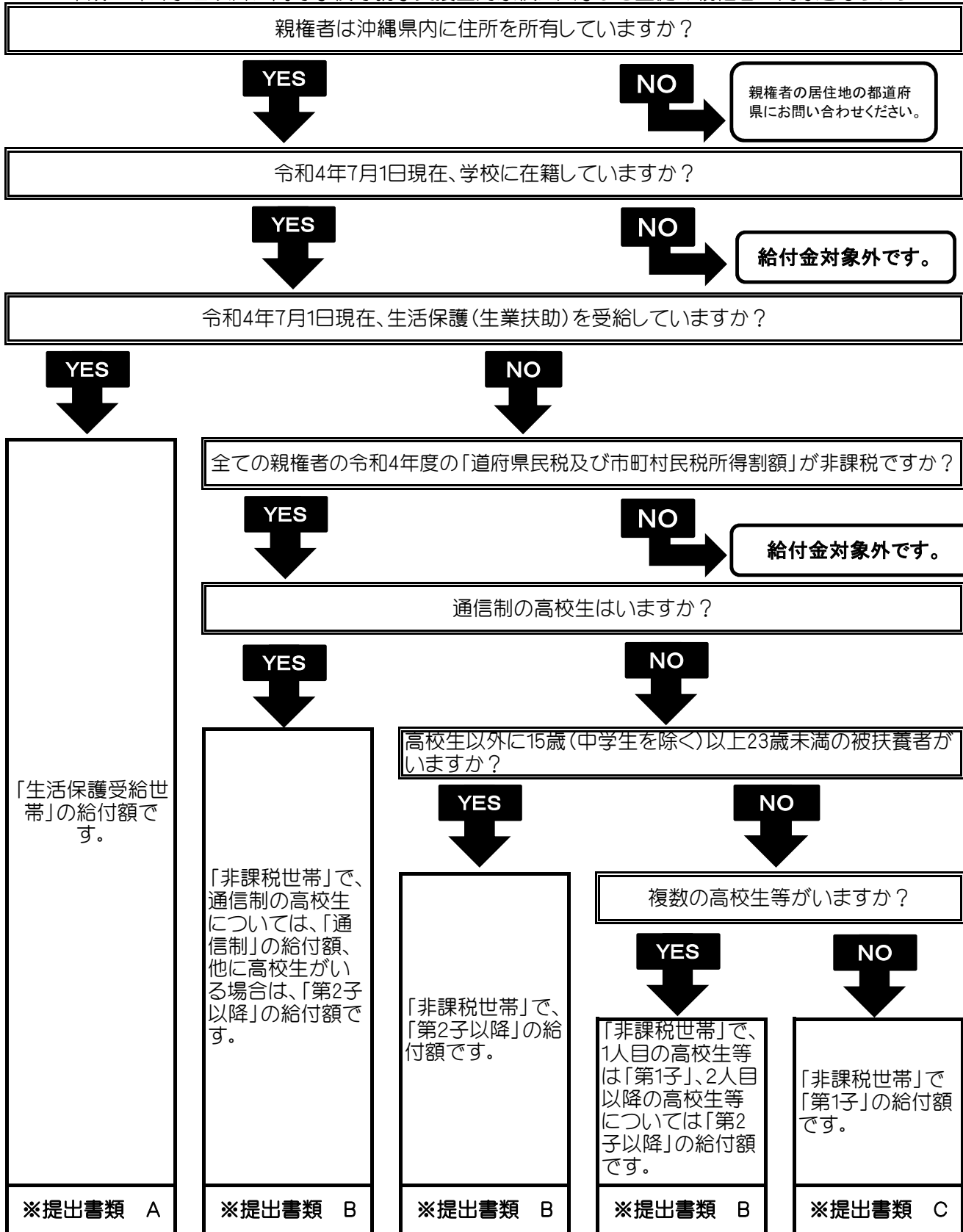
注意事項：①担任に提出せず、必ず事務室へ提出してください。
②書類を提出する方は、生徒・保護者どちらでもかまいません。
③教育庁が他に書類を追加で求める場合がございますので、
その際にご協力願います。

問い合わせ先：那覇西高校 事務室 宮里・玉城
[TEL:098-858-8274](tel:098-858-8274)

なにか不明な点等ございましたら、事務室の宮里・玉城までお問い合わせください。

【奨学のための給付金対象者及び給付額確認シート(家計急変除く)】

※平成26年4月1日以降に高等学校等就学支援金対象校に入学した生徒の親権者が対象となります。



○ 給付額について(国公立)

※年額(1回給付)

	通信制以外
生活保護受給世帯	32,300円
非課税世帯(第1子)	114,100円
非課税世帯(第2子以降)	143,700円

※ 【 提出書類A・B・C 】
は裏面の対象別提出書類で
確認ください。

対象別提出書類

◎ 提出書類 A

1. 高校生等奨学給付金受給申請書(様式1)
2. 生活保護受給証明書(令和4年7月1日以降に証明されたもの)

※ 生活保護受給証明書で生業扶助が確認できない場合は様式2の生活保護法の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書を添付ください。

3. 債権者登録申請書

※ 「債権者登録申請書」において申請者(親権者)以外の方の口座を登録する場合は、依頼書の提出が必要となります。

4. 振込先口座の通帳の写し(銀行名、支店名、カナ名義、口座番号が確認できる面をコピー)
5. 委任状(様式7) ※校納金が未納で、給付金から支払いたい場合提出してください。

◎ 提出書類 B

1. 高校生等奨学給付金受給申請書(様式1)
2. 令和4年度 課税証明書
3. 債権者登録申請書

※ 「債権者登録申請書」において申請者(親権者)以外の方の口座を登録する場合は、依頼書の提出が必要となります。

4. 振込先口座の通帳の写し(銀行名、支店名、カナ名義、口座番号が確認できる面をコピー)
5. 健康保健証の写し(生徒本人、高校生~23歳未満の扶養されている兄弟姉妹の分) ※指定用紙に貼付

※ 国民健康保険に加入している場合は、扶養誓約書(様式6)を提出すること。

国民健康保険の世帯主が親権者以外の場合は、戸籍謄本または住民票謄本(続柄記載)も提出となります。

6. 委任状(様式7) ※校納金が未納で、給付金から支払いたい場合、提出してください。

◎ 提出書類 C

1. 高校生等奨学給付金受給申請書(様式1)
2. 令和4年度 課税証明書
3. 債権者登録申請書

※ 「債権者登録申請書」において申請者(親権者)以外の方の口座を登録する場合は、依頼書の提出が必要となります。

4. 振込先口座の通帳の写し(銀行名、支店名、カナ名義、口座番号が確認できる面をコピー)
5. 委任状(様式7) ※校納金が未納で、給付金から支払いたい場合、提出してください。

提出期限: 7月20日(水) 17:00

認定番号※	—
学校担当者記入	
就学支援金・学び直し支援金・専攻科支援金	

※本庁記入欄
<input type="checkbox"/> 生活保護
<input type="checkbox"/> 第1子
<input type="checkbox"/> 第2子以降

消せない筆記具で記入してください。

様式1-1

令和 4 年 7 月 日

沖縄県知事 殿

高校生等奨学給付金受給申請書

申請日は7月1日以降となります

※必須項目

- 下記の4点を確認の上、左の□にレ点を付けてください。
- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
 - この申請書に虚偽の記載があった場合は、沖縄県の求めに従いその全額を即時返還します。
 - 私は沖縄県以外の都道府県に高校生等奨学のための給付金の申請は行っておりません。
 - この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

※該当する□にレ点をつけてください。

①	<input checked="" type="checkbox"/> 課税証明書・生活保護法の規定による生活保護受給証明書を提出します。
---	---

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

押印は不要です。

ふりがな	りゅうきゅう まつ	申請者住所	沖縄県那覇市泉崎1-2-2
申請者氏名	琉球 マツ	(電話番号)	098 - 866 - 2711
高校生等との関係 ※該当する□にレ点を記入	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 生徒本人 <input type="checkbox"/> その他 ()		

【対象となる高校生等について】

ふりがな	おきなわ でいご	生年月日	昭和 平成 18 年 4 月 20 日
生徒氏名	沖縄 梯梧		
在学する学校	名称	沖縄 1年生:令和4年 2年生:令和3年 3年生:令和2年 等 学校 全日制 課程 体育 学科	
	所在地	沖縄県那覇市寄宮1-2-16	
	在学期間	令和 4 年 4 月 1 日 ~ 在学中	学年 1 年 在学中に給付金を受給した回数 0 回

【過去の高等学校等における在学期間】

学校名	立 高等学校 制課程	在学中に給付金を受給した回数
在学期間	那覇西高校入学以前に別の高校へ在籍したことがある方のみ記入 回	
学校名	立 同守子以 制課程	に給付金を受給した回数
在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日	回

(1) 【保護者等の収入の状況について】（該当する□にレ点を付けてください。）
生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）について

①	<p>7月1日現在、生活保護を受給しています。</p> <p><input type="checkbox"/> 生業扶助を受給しています。 →受給していることがわかる証明書を添付ください。(2)以下は記載の必要はありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 生活保護を受給していますが、生業扶助は受給していません。 →(2)以下を記載してください。</p>
②	<p><input checked="" type="checkbox"/> 7月1日現在、生活保護を受給していません。→(2)以下を記載してください。</p>

(2) 【扶養親族の状況について】（非課税世帯のみ記入してください。）
※7月1日現在、当該世帯に生徒本人以外で扶養されている兄弟姉妹がいる場合で15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の方は、記入してください。

扶養親族の状況	高校生等との関係	氏名	生年月日	職業	備考
	兄	沖縄 アダン	H12.1.1	大学生	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外 <input type="checkbox"/> 休学中
姉	沖縄 月桃	H16.5.8	泊高校	<input checked="" type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外 <input type="checkbox"/> 休学中	

高校に在学中の場合は高校名を、それ以外の場合は職業を記載して下さい

平成11年7月3日～平成19年7月2日生まれの方が対象です
健康保険証のコピーを添付してください(生徒と兄弟姉妹)
国保の場合は様式6(扶養誓約書)も必要です

高校の通信制課程に在籍している場合は「通信制」にチェック

①	<p>親権者（両親）2名分</p> <p><input type="checkbox"/> 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合</p>
②	<p>親権者1名分</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 離婚、死別等により親権者が1名の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 ※親権者が課税期日に日本国内に住所を有していない場合、課税額の確認ができないため、支援対象外となります。</p> <p>理由</p>
③	<p>未成年後見人（ ）名分</p> <p><input type="checkbox"/> 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。</p>
④	<p>生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分</p> <p><input type="checkbox"/> 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点で生計を維持する者に変更がない場合</p>
⑤	<p>生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 （※）に該当する場合は生徒の保険証の写しを添付して下さい。</p> <p><input type="checkbox"/> 親権者は存在するが就学に要する経費を負担していない場合（※）</p> <p><input type="checkbox"/> 生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合（※）</p> <p><input type="checkbox"/> 入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合</p> <p><input type="checkbox"/> 生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合又は成人後に主たる生計維持者が1人になった場合</p> <p><input type="checkbox"/> 生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しない場合（※）等</p>
⑥	<p>生徒本人</p> <p><input type="checkbox"/> 成人に達しており、自身が主たる生計維持者である場合</p> <p><input type="checkbox"/> 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等</p>

生徒の保険証の写しが必要です。
国保の場合は様式6(扶養誓約書)も提出してください。

(4) 【保護者等について】
課税証明書の写し等を提出する保護者等の氏名及び対象生徒との続柄を記入してください。

ふりがな	りゅうきゅう まつ	高校生等との続柄
氏名	琉球 マツ	母

ふりがな		高校生等との続柄
氏名		

記入上の注意

※該当する□にレ点をつけてください。

【対象となる高校生等について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、過去の高等学校等における学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校(専攻科含む)、中等教育学校の後期課程、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校(全日制)」、「②高等学校(定時制)」、「③高等学校(通信制)」、「④高等学校(専攻科)」、「⑤中等教育学校(後期課程)」、「⑥中等教育学校(専攻科)」、「⑦高等専門学校(1～3学年)」、「⑧専修学校(高等課程)昼間学科」、「⑨専修学校(一般課程)昼間学科」、「⑩専修学校(高等課程)夜間等学科」、「⑪専修学校(一般課程)夜間等学科」、「⑫専修学校(高等課程)通信制学科」、「⑬専修学校(一般課程)通信制学科」、「⑭各種学校(外国人学校)」、「⑮各種学校(その他)」の別を記入してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、次の①～⑤は除きます。
 ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 ③法人である未成年後見人
 ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)①「生業扶助を受給しています。」に該当する場合は、7月1日現在の生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出してください。
- ハ (3)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
 (3)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(3)⑤及び⑥の「親権者が存在しない場合」に含まれません。
- ニ (3)①又は③に該当するときは、保護者全員の所得に関する書類(課税証明書・非課税証明書等)を添付してください。
- ホ (3)④に該当するときは、両親2名分の所得に関する書類(課税証明書・非課税証明書等)を添付してください。
- ヘ (3)⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類(健康保険証等の写し等)を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【扶養親族等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

15歳(中学生は除く。)以上23歳未満の扶養者については、扶養を確認できる書類(健康保険証等の写し等)を添付してください。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。(専攻科に在学している者を除く。)
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く)が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

債権者登録申請書記入要領
債権者登録(新規・変更)申請書

一般 公共団体 特定債権者 非常勤等 一時債権者 職指定の資金前渡員

処理 1:新規
 2:変更
 3:削除

処理	債権者コード									

記入の必要はありません

郵便番号	900-8571	電話番号	098-866-2711		
(フリガナ)	ナハシズミザキイチチョウメニバンニコウ				
住所	那覇市泉崎一丁目2番2号				
(フリガナ)	リュウキュウ マツ				
氏名又は法人名	琉球 マツ				
業種		入札参加資格	1:有	<input checked="" type="radio"/> 2:無	
支払方法	1:支払証 <input checked="" type="radio"/> 2:口座振替 7:隔地払(郵便電信) 8:納付書による支払				
預金種目	1: <input checked="" type="radio"/> 普通預金 2:当座預金 3:別段預金 ※貯蓄預金は不可				
(フリガナ)	〇〇〇	ギンコウ	〇〇	シテン	
金融機関名	〇〇	銀行	〇〇	支店	
店番	〇〇〇	口座番号	〇〇〇〇〇〇		
口座名義 (カタカナ又はアルファベット) ※通帳表紙うらの記載どおり記入	リュウキュウ マツ				
前払保 証書に 関する 口座を 開ける 必要が ある 場合の 記入	(フリガナ) 金融機関名	銀行	支店		
	店番	口座番号			
	口座名義				
	カタカナ又はアルファ ベット※通帳表紙うら の記載どおり記入				
上記のとおり申請します。	申請者	住所	令和	〇〇	年 〇〇 月 〇〇 日
沖縄県知事 殿		那覇市泉崎一丁目2番2号			
	氏名	琉球 マツ			

住所は正確に記入して下さい
 (県外の方は都道府県名から記入して下さい。)

「業種」「入札参加資格」は記入の必要はありません。

奨学のための給付金は、口座振替によりお支払いします。

該当する番号を○で囲んで下さい。貯蓄預金は登録できません。

金融機関が農協、信金等の場合もこの欄に記入して下さい。

店番、口座番号、口座名義人は預金通帳等に基づき、正確に記入して下さい。
 口座名義は通帳表紙うらに記載されているカタカナ又はアルファベットを記入して下さい。

通帳の写し等、本人確認ができる書類を提出していれば、押印不要です。

健康保険証 貼付様式

認定番号	記入しない
学校・課程	〇〇高校・定時制
生徒氏名	沖繩 子太郎

○健康保険証の写しを提出する場合は、以下の枠内に貼ってください。

【生徒本人】

国民健康保険 被保険者証	有効期限 平成30年9月30日 交付年月日 平成29年10月1日交付 記号 XXXXXXXXXX 番号 XXXXXX
氏名 沖繩 子太郎 生年月日 平成12年8月10日 資格取得日 平成12年8月10日 世帯主氏名 沖繩 父太郎	性別 男
住 所 那覇市泉崎〇-〇-〇	那覇市 印

【兄弟姉妹】

国民健康保険 被保険者証	有効期限 平成30年9月30日 交付年月日 平成29年10月1日交付 記号 XXXXXXXXXX 番号 XXXXXX	兄
氏名 沖繩 兄太郎 生年月日 平成11年7月10日 資格取得日 平成11年7月10日 世帯主氏名 沖繩 父太郎	性別 男	
住 所 那覇市泉崎〇-〇-〇	那覇市 印 	

※兄弟姉妹の健康保険証の写しを貼った余白に、生徒との続柄を記載してください。(例: 兄、姉)